

社会福祉法人恵和 役員及び評議員の報酬等に関する規程

制 定 平成29年 6月19日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵和（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(支給基準及び上限額)

第3条 役員等の報酬支給基準及び上限額は、別表1「報酬支給基準及び上限額」とする。

(報酬の支給額)

第4条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表2「支給一覧」に定める額を報酬として支給するものとする。

- (1) 理事の報酬
- (2) 監事の報酬
- (3) 評議員の報酬

(報酬及び費用の支給方法)

第5条 報酬及び費用の支給の時期は、当月25日とする。ただし、業務の都合により繰り上げることがある。

- 2 報酬及び費用は、現金により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
- 4 常勤の理事を除く役員等の通勤費及び出張での交通費は、公共交通機関で算出した実費分を支給する。
- 5 役員等が職務の遂行に当たって交通費、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 役員等の月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項が発生した場合は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月19日より施行する。

別表 1

報酬支給基準及び上限額

一般的に、役員報酬は、「企業業績」「従業員賃金とのバランス」「世間相場」の3要素を勘案して決定するものと言われているが、「従業員賃金と比較して極端に高い金額にならないようにする」など、特に従業員賃金とのバランスを重視しているケースが多い。

1 民間株式会社の役員報酬の状況

国税庁長官官房企画課「平成26年分民間給与実態統計調査」を基に作成された、資本金別役員給与額の平均値（株式会社）は、下表の通りである。

	資本金	年齢 歳	勤続年数 年	給料・手当 千円	賞与 千円	給与合計 千円
A	2,000万円未満	55.7	19.2	5,189	101	5,290
B	2,000万円以上	57.7	23.5	7,246	344	7,590
C	5,000万円以上	57.4	20.8	9,661	912	10,573
D	1億円以上	57.4	18.3	11,812	1,435	13,247
E	10億円以上	50.9	18.5	12,144	2,608	14,752

（出所：国税庁長官官房企画課「平成26年分民間給与実態統計調査」を基に作成）

※1 株式会社の資本金を社会福祉法人の基本金に読み替えたとした場合、恵和の第1号基本金は、216,463,125円であり、上記表のDランク近辺に位置付けることができる。

2. 民間事業所の給与所得者の平均給与等の状況

同上の民間給与実態統計調査による正規給与所得者の平均年齢・平均勤続年数・平均給与は下表の通りである。

年	平均年齢 歳	平均勤続年数 年			平均給与 千円
平成 25年	45.2	11.8			4,730
〃 26年	45.5	12.0			4,777
〃 27年	45.6	11.9			4,849

（出所：国税庁長官官房企画課「平成28年分民間給与実態統計調査」を基に作成）

※2 恵和の平成27年度の状況は、平均年齢43歳・平均勤続年数8年4月及び平均給与は5,292,093円であり、平均を上回る水準にあると考えられる。

3. 民間事業所給与所得者の業種別平均給与の状況

同上の民間給与実態統計調査による業種別の平均給与は、下表の通りである。

業種区分		平均給与 千円	業種区分		平均給与 千円
1	電気・ガス・熱供給・水道業	7,154	8	不動産業、物品賃貸業	4,241
2	金融業・保険業	6,392	9	運輸業、郵便業	4,141
3	情報通信業	5,751	10	医療、福祉	3,880
4	学術研究・技術サービス業、 教育、学習支援業	5,008	11	卸売業、小売業	3,583
5	製造業	4,897	12	サービス業	3,453
6	建設業	4,679	13	農林水産・鉱業	3,064
7	複合サービス業	4,248	14	宿泊業、飲食サービス業	2,362

※3 恵和の平成27年度年の平均給与5,292,093円は、上表4番目の「学術研究・技術サービス業、教育、学習支援業」の数値を超えている。

4. 一般論としての従業員平均給与額と役員報酬額の関係等について

(a) 従業員平均給与 : 4,850,000円に対し

(b) 役員報酬平均値 (Cランク、資本金5,000万円以上1億円未満): 10,574,000円の割合は (b) / (a) = 2.18 により、役員報酬額は従業員平均賃金の2.18倍となっていることが伺える。

社会福祉法人の公的性格を考慮し、役員報酬額(常勤)は職員平均給与の2倍以内を目安とすることが妥当と考える。

5. 恵和の役員報酬の支給基準について

(1) 専任常勤理事長(60歳以上且つ福祉事業経験20年以上を想定)の役員報酬の支給上限額を定めるにあたり、根拠とするものとして、次の2点が考えられる。

① 10,580,000円 ⇒ 恵和職員平均給与 5,290,000円の2倍

② 9,700,000円 ⇒ 民間従業員平均給与 4,850,000円の2倍

社会福祉法人の公的性格を考慮し、②の970万円は平均額であるが、これを常勤理事長職の上限額(仮)とする。更に、「常勤」の範囲を週4日以上と規定することにより、上限額(仮)に4/5を乗じた額の7,760,000円を、専任常勤理事長職の上限額とする。

(2) 専任非常勤理事長の支給上限額

5,170,000 円 ⇒ 専任常勤理事長職の支給上限額 7,760,000 円の 2/3

(3) 専任常勤業務執行理事の支給上限額

5,170,000 円 ⇒ 専任常勤理事長職の支給上限額 7,760,000 円の 4/6

(4) 専任非常勤業務執行理事の支給上限額

3,450,000 円 ⇒ 専任常勤業務執行理事職の支給上限額 5,170,000 円の 2/3

兼任常勤業務執行理事・専任その他の理事・監事・評議員の支給上限額は「別紙 1」の通り。尚、専任その他の理事、監事及び評議員に出席毎の報酬のほか、月額報酬を支給する根拠は、役員等は法人運営全般にわたり、損害賠償責任を含む重い責任を常時背負う立場にあり、会議への出席にのみ着目する報酬額の算定では不十分と考えたため。また施設長等の幹部職員が理事を兼務する場合の報酬は、その他の理事の年額の 2 倍に設定する。

6. 理事長等の兼務制限

理事長は原則として当法人の職員を兼ねることが出来ない。但し業務執行理事は職員を兼ねることが出来る。

7. 理事長及び専任業務執行理事の勤務形態の組合せ制限

常勤の理事長及び常勤の業務執行理事の勤務形態の組合せは認めないこととする。

別紙 1

上限額・一覧

		常勤（週 4 日以上）		非常勤	
理事長		年 額	7,760,000 円	年 額	5,170,000 円
業務執行理事	専 任	年 額	5,170,000 円	年 額	3,450,000 円
	兼 任	月 額	80,000 円		
但し年額で 960,000 円					
理 事	専 任			月 額	15,000 円
				出席毎	10,000 円
				但し年額で 240,000 円	
	兼 任	月 額	40,000 円		
但し年額で 480,000 円					
監 事			月 額	15,000 円	
			出席毎	10,000 円	
			監事監査	20,000 円	
			入 札	5,000 円	
			但し年額 270,000 円		
評議員			月 額	10,000 円	
			出席毎	10,000 円	
			入 札	5,000 円	
			但し年額で 150,000 円		

※ 1 年間の理事会開催は 6 回、評議員会開催は 2 ～ 3 回を想定

※ 2 役員等の年額上限総額は、14,420,000 円

理事・監事	$7,760,000$ （常勤理事長） $\times 1$ + $3,450,000$ （非常勤業務執行理事） $\times 1$ + $240,000$ （専任その他の理事） $\times 3$ + $480,000$ （兼任常勤その他の理事） $\times 1$ + $270,000$ （監事） $\times 3 =$ <u>$13,220,000$</u>
評議員	$150,000$ （評議員） $\times 8 =$ <u>$1,200,000$</u>

別表 2

支給一覧

職 名		月 額	年 額	人 数	総 額
専任非常勤理事長		430,000	5,160,000	1	5,160,000
兼任常勤業務執行理事		80,000	960,000	1	960,000
兼任常勤その他の理事		40,000	480,000	1	480,000
専任その他の理事	月 額	15,000	180,000	3	720,000
	理事会開催時分	10,000	60,000		
監 事	月 額	15,000	180,000	3	810,000
	理事会開催時分	10,000	60,000		
	監事監査分	20,000	20,000		
	入札分	5,000	10,000		
【1】理事監事合計					8,130,000
評議員	月 額	10,000	120,000	8	1,240,000
	評議員会開催時分	10,000	30,000		
	入札分	5,000	5,000		
【2】評議員合計					1,240,000
総合計額 【1】 + 【2】					9,370,000